

## 国語に関するコミュニケーション上の課題 (国語課題小委員会における審議経過の整理)

(令和4年3月8日 文化審議会国語分科会)

第21期の文化審議会国語分科会国語課題小委員会では、これから約10年ほどを見通しつつ、国語施策としてどのような課題に取り組むべきかについて審議してきた。その際には、日本語によるコミュニケーションにおける支障が、どのような場合に生じているのかという観点から整理するとともに、国語分科会で扱うべき内容であるか判断が難しい課題についても、重要と考えられる事項については広く取り上げるという方針で検討が行われた。この審議は、来期も継続することになっており、以下は、現時点での審議経過を整理したものである。

### I 国語施策の経緯と今後の在り方

#### 昭和期までの国語施策

明治以来、国語施策は、不特定多数の人々の間での日本語を用いたコミュニケーションを円滑なものとするために、その基盤を作ってきた。これは、日本語という言語を通して伝え合う際に支障となるものを一つずつ取り除いていくことによって、近代国家を支える共通語を形成する過程であった。

戦後には、主に表記についての整理が行われるとともに、敬語や公用文の在り方など、言葉の運用に関する考え方も示された。そこには、全ての国民にとって使いやすい国語を目指すという民主化の考え方があった。このうち、中心となった施策は、日本語の表記に関する事項、つまり、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の「目安」や「よりどころ」を示すことであった。

#### 平成期の国語施策

平成3年に「外来語の表記」が内閣告示として実施されたことで、それまでの表記をめぐる施策は一段落した。以降の国語施策は、敬意表現・敬語、常用漢字表内外の漢字の字体、いわゆる国語力、言語コミュニケーションなど、幅広い問題を扱うようになった。また、平成22年には常用漢字表が改定され、情報機器の使用が一般化・日常化している現在の文字生活の実態に応じた考え方が示されている。

#### 社会の変化への対応

国語施策は、各種専門分野や個々人の表記に及ぼそうとするものではない。しかし、社会の変化に伴い、例えば、専門分野の言葉が一般の社会生活において、そのまま用いられる場合が多くなっているといった実態が見られる。情報化の進展により、SNSなどを通じて、個々人の表記が社会で広く共有されることも少なくない。また、日本語を用いる人々は多様化しており、例えば自らにとっての母語ではない日本語を用いて生活する人は、ますます増えていくと考えられる。さらに、長く実施してきた国語施策のうちに、一般的な社会生活で用られる現代の国語との間に隔たりを

生じているものも見受けられる。

このような国語をめぐる状況を踏まえ、従来の考え方に基づきつつも、社会の変化に対応するための新たな手当てが必要となっていると考えられる。

### 発信者と受信者をつなぐコミュニケーションの環境整備

共通語は全国で通じるようになり、仮名遣いや送り仮名の付け方も安定的に定着するなど、話し言葉と書き言葉における問題は、少しずつ解消されてきた。しかし、言語コミュニケーションにおける支障が生じる場面や状況は、時代によって変化していくものである。社会の変容によって、現在も日本語によるコミュニケーションの問題は各所に生じている。言葉による社会のつながりを強めるためには、発信者と受信者が共通の考え方に基づいて、安心して情報をやり取りできるよう、日本語によるコミュニケーションのための更なる環境整備が必要である。

## II 国語をめぐるコミュニケーション上の課題について

以下に挙げるのは、現在、日本語を用いるコミュニケーションにおいて生じていると考えられる課題について、その背景にある社会変化や関連事項ごとに具体的な内容を並べたものである。

### 1 「国際化」によって生じている課題

#### (1) ローマ字のつづり方（昭和 29 年内閣告示第 1 号）に関すること

現在社会で行われているローマ字のつづり方においては、いわゆる訓令式とヘボン式とが混在している。訓令式は、主に母語としての日本語を書き表すためのつづり方として想定されたものであり、ヘボン式は、外国語を母語とする人の理解のために用いられている。ただし、そうした混在の背景については十分に理解されていない。

また、日本語における長音をローマ字で書き表す方法が一定していないという問題がある。特にヘボン式においては、例えば「おお」と「お」の書き分けをしない場合がある。

#### (2) 外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 1 号）に関すること

「外来語の表記」が実施されてから、30 年余が経過した。内閣告示は必ずしも、個別の語についてのよりどころとなる書き表し方を示しているわけではないため、語によっては標準的な表記がはっきり分からぬ場合がある。また、主に欧米の語の表記を示すものであるため、近年増加している他の地域からの外来語には十分に対応していない。

また、語によっては、日本で定着している表記に基づく読み方が、現地のもの又は他の地域のものと異なる場合があり、外国語学習の妨げとなるときがある。

#### (3) 外来語の多用

行政機関・民間企業にかかわらず、情報の受け手にとって意味が理解できるかどうかについての配慮のないまま、なじみの薄い外来語が多用される傾向が続いており、近年においては、外来語形容動詞が増加するなどの特徴も見られる。外来語が必要以上に用いられる傾向については、国語審議会の時代から国語施策の課題となってきた。答申等で注意喚起が行われるとともに、国立国語研究所による「外来語言い換え提案」などの取組も行われてきた。その結果、問題意識は共有されつつあるものの、いまだ各分野での十分な対応が進んでいるとは言い難い状況がある。

#### (4) いわゆる和製英語の広がり

日本語の中に、いわゆる和製英語が定着している。これは、日本語であるにもかかわらず「英語」とされるため分かりにくいだけでなく、日本語を学ぶ外国語話者にとって、また、外国語を学ぶ日本語を母語とする人にとって、学習の障壁となりやすい。

一方で、日本語として長く用いられてきたものについては、それをそのまま使った方が通じやすいといった場合もあり、一概にコミュニケーションの支障となっているとは言えない面もある。

#### (5) 英語をはじめとする外国語との関係

国内においても、分野によっては学術論文を英語で書くことが標準的になり、社用語を英語とする企業も現れている。そのような状況下で、英語をはじめとする外国語の運用能力が高いことを言葉に関する「国際化」として捉える傾向も生じている。

英語が世界における共通語のように用いられている状況を踏まえつつも、日本語が将来にわたって国際的に活用されるとともに、国語によるコミュニケーションが更に豊かなものとなっていくことが期待されている。

## 2 「情報化」によって生じている課題

#### (1) I C T（情報通信技術）に関する知識の差

情報化の進展により、重要な情報が、インターネットを通じて情報機器から入手されることが多くなった。しかし、年齢や知識の有無、経済的理由等により、情報機器を十分に活用できない人がおり、必要な情報への接続とその利用における格差が生じている。

#### (2) 媒体の高度化・多様化による新たなコミュニケーション

情報機器やアプリケーションの高度化、多様化が進行しており、それぞれに異なる対応を求められることが多い。

また、例えは各SNSのアプリケーションにおいて用いられる特有の文体や形式が生じ、それが一般の書き言葉やコミュニケーションに影響を及ぼしているような場合がある。さらに、テレワークやオンライン会議の普及などによって生じた、新たなコミュニケーションの様式が広がっている。

#### (3) 情報機器やアプリケーションによる言語処理の影響や制限

情報機器を用いて日本語を書き表そうとする際に、入力した語の予測変換や誤入力の自動修正等によって、無意識のうちに作成する文書等の内容が影響を受けている可能性がある。

一方、情報機器によってうまく表示できない文字や記号がある。例えば、ローマ字で日本語をつづろうとしても、長音記号等の表示が難しいなど実用的でないため、活用が制限される面がある。

そのほか、自動翻訳等の技術も進んでおり、そのことを意識した文書作成が必要とされる場合がある。日本語の豊かさや自由な表現の妨げとなるおそれも指摘されている。

#### (4) 漢字使用をはじめとする言語運用の変化

情報機器で使う漢字と手で書ける漢字との差が大きくなってしまい、手書きする力が失われる

のではないかという危惧が生じている。

一方、手書きする場合には、難しい漢字を十分に使えないことがある。その点で、本来の語彙力を発揮した記述が難しくなる面があるが、情報機器を活用すれば、使いたい語を自在に用いた文章作成が可能となるといった利点もある。

#### (5) インターネットの匿名性による差別や偏見の助長

差別や偏見を表す言葉、言葉の暴力は、特にインターネット上で多発、炎上する傾向がある。誰でも発信・受信ができる状況においても匿名での発言が可能であるため、誹謗中傷や名誉毀損に当たるような書き込みが容易になされ、それを目にしてしまうことから逃れられないという状況もある。

#### (6) 十分な検討を経ていない情報の拡散

インターネット上では、校閲などの機会のないまま、専門用語や外来語が多用され、拡散されやすい。また、いわゆる「フェイクニュース」のような誤った情報が掲載されたり、誤字脱字、誤表記等がそのまま放置されたりすることも多い。言葉遣いや敬語に関する解説を行うサイトの中にさえ、誤解や偏った考え方を見られる場合がある。

### 3 社会の「多様化」によって生じている課題

#### (1) 日本語を母語としない人々への対応

日本語を用いて生活する日本語を母語としない人々が増えている。その人たちに向けて、常用漢字表などの国語に関する目安・よりどころをどのように適用するか、又は、別の方策を探るかといった検討は、現在のところ国語施策の観点からは行われていない。

こうした課題への対応の一つとして、「やさしい日本語」の取組がある。ただし、現段階では「やさしい日本語」という考え方自体が発展途上にあるとともに、母語話者も含め、十分に周知されているとは言えない状況にある。また、機械翻訳・通訳の発達により、日本語を学ぶことへの意欲が減退しやすい面があるといった課題もある。

なお、日本語学習者にとっては、外来語やローマ字表記などが習得の障壁となる場合があることも指摘されている。

#### (2) 多様化する人間関係に伴う、言語コミュニケーションの変化

従来にはなかった多様な人間関係が生じていることによって、言葉の上の課題が生じている。例えばかつての終身雇用制を中心とした雇用形態が変化・多様化したことに伴い、敬意表現・敬語使用の在り方が変容している可能性がある。

また、上下関係や顧客・取引先との関係、国籍や年齢、性差などに関連して、ハラスメント、言葉による暴力などの問題が繰り返し生じており、コミュニケーションにおける支障を取り除くという国語施策の観点からも無視できないものとなっている。

#### (3) 世代間のコミュニケーション

いわゆる若者言葉など、同世代や仲間内でのみ用いられる言葉が、他の世代や一般には通用しない場合がある。そのこと自体を問題とする必要はないが、改まった場では適切な言葉遣いができるよう社会全体で努めることが期待される。また、ふさわしい言葉遣いをしようとする努力に

対しては、それを温かく寛容に見守り、支援する環境づくりが必要である。

なお、高齢者においては、加齢によって言語運用が困難になる症例が多く生じているとの報告もある。こうした実態の把握も望まれる。

#### (4) 国語における習熟度の格差

日本語を母語とする人々においても、家庭環境、教育環境、経済的要因などにより、国語に関する習熟度の差が広がっているおそれがある。

### 4 社会の「専門化・細分化」との関係で生じている課題

#### (1) 分野間のコミュニケーションにおける隔たり

学術や経済の世界をはじめ、ある分野と別の分野との間で言葉が通じないという隔たりが生じている。また、それぞれの分野が更に細分化され、共通理解が図りにくくなる傾向にある。こうした状況は、専門分野にとどまらず、日常生活においても見られる。

#### (2) 専門用語の使用の広がり

それぞれの分野の専門家が仲間内だけで使っていた言葉が、そのまま他の分野の人々や一般の人々に対しても用いられている場合がある。専門家の言葉を非専門家にどのように伝えるかという課題がある。

新しく普及すべき概念を示すためには、新たな用語を導入する必要がある。しかし、導入の前あるいは初期段階でよく吟味・検討する場がないため、分かりにくい各分野の専門用語がそのまま社会に行き渡ってしまうことが多い。専門用語は、なじみが薄いだけでなく、それがよく似ていて、区別が分かりにくい場合がある。また、外来語がそのまま用いられる傾向もあり、十分な理解を得られない状況が生じている。

### 5 教育との関係において生じている課題

#### (1) 常用漢字表と教育漢字との関係

平成22年の常用漢字表改定の際に多くの漢字が追加されたことによって、教育上の負担が生じているおそれがある。常用漢字表は、初等中等教育における漢字習得の実質的な範囲となっているが、児童生徒が常用漢字をどの程度理解し使っているのかについて、その実態を把握するための調査も現在のところ実施されていない。

この点に関連して、常用漢字表と学習指導要領による教育漢字との間の連携についても課題がある。常用漢字表は全ての漢字を手で書けるようにする必要はないとしているが、手で書くべき漢字と、読めて情報機器で使えばよい漢字といった分類があるわけではない。そのため、教育の現場では、難しい漢字の書き取りを求められるような場合もある。また、例えば中学校の教育課程で読むこととされている漢字の範囲が決まっていないという現状について、常用漢字表の側で教育に資するための対応を検討すべきとの意見もある。

#### (2) 基本的な語彙に関する検討

教育における常用漢字表の活用に関連して、漢字の習得には、語彙との関係で捉えることが重要である。常用漢字表は、基本的に単漢字の集合として成っているものであるが、語の表記とい

う観点から語例欄などを見直すことによって、身に付けるべき基本的な語彙が見えてくる面がある。教育に資するため、基本的な語彙集の作成について検討すべきとの意見がある。

#### (3) 教育における情報機器の活用

児童生徒においても、情報機器を用いて通信網に接続しつつ、自ら学習するという習慣を身に付けることが重要な課題となっている。国語を用いた表現や情報の送受信においても、情報機器の活用には多くの利点がある。その一方で、文字を手書きする機会が減少することについての影響も懸念されている。

#### (4) ローマ字学習と英語学習の並行

小学校においては、従来どおりローマ字のつづり方を学習するほか、新たに外国語学習が導入されている。そのため、ローマ字による日本語つづりと、英語をはじめとする外国語の双方に、早い段階で触れるようになった。さらに、情報機器を活用するようになり、いわゆるローマ字入力も用いる場合が生じている。ラテン文字（いわゆるアルファベット）を用いた学習活動において、それらの使い分けに混乱が生じていないかなど、注視する必要がある。

#### (5) 片仮名による表記に関すること

外来語の表記だけでなく、擬音語・擬態語の表記など、片仮名を用いる場合についてのルールがはっきりしていない面がある。

### 6 言葉のふさわしさに関する課題

#### (1) 受け手に配慮した表現の必要性

人を傷つけてしまうような暴力的な言葉遣いを目にする機会が増えている。表現の自由を十分に尊重したとしても、そのような状況を放置しておいてよいのか、という課題がある。

#### (2) よりふさわしい言葉・用語の検討

例えば「認知症」という用語が定着してきた過程のように、既に用いられている言葉について、また、新たに導入する用語について、その言葉や用語が社会で用いるのにふさわしいものであるかどうかを検討すべき場合がある。関係する当事者や専門家などの合意とその意思を反映することを前提としつつ、言葉のふさわしさに関する課題を広く解決していくための考え方が必要とされている。

#### (3) 緊急時等における言葉に関する問題

病気や事故、災害等に関連する言葉を定め、用いるに際しては、差別や偏見、風評被害というものを防ぐという観点が必要である。ただし、緊急時においては、用いるべき言葉の検討に十分な時間を掛けられない場合も多い。短期間のうちにどのように適切な言葉を検討し選択すればよいかという課題がある。

また、緊急の事態にあっては、専門用語や外国語・外来語などの分かりにくい用語を使用することが人々の命に関わるおそれがあることにも留意すべきである。

### III 国語分科会で取り組むかを含め更に検討すべき課題

IIで見てきた、日本語を用いるコミュニケーションにおいて生じていると考えられる課題に関連して、国語課題小委員会において、今後、国語施策として取り組むべき課題として指摘のあったものについてまとめた。

#### 1 現行の内閣告示に関するもの

##### (1) ローマ字のつづり方に関する整理

ローマ字のつづり方に関して、現状を調査した上で整理し、今後の社会生活における活用に資するための検討を行うことが考えられる。

昭和 29 年に内閣告示として実施された「ローマ字のつづり方」は、日本語の表記において、漢字仮名交じり文の代わりにローマ字を用いる場合を想定したものである。つまり、母語としての国語を日常的に書き表すためのよりどころとして定められたものであった。

しかし、ローマ字によって国語を書き表す習慣は現在のところ定着していない。小学校の国語科では、内閣告示の第 1 表に示されたいわゆる「訓令式」のローマ字つづりを中心に学習するが、その後、一般の社会生活で国語を表記するためにこれが用いられることはほとんどないというのが実態である。ただし、訓令式のつづりは規則性が高く、日本語の音の構造を学ぶ上で有用であるといった利点がある。

一方、人名、地名、駅名、店名等を漢字や仮名と併せてローマ字でも表示することは、日常生活において定着している。その多くには、内閣告示の第 2 表に示されたいわゆる「ヘボン式」が用いられている。これらの表示は、主に、日本語を母語としない人に向けたものであると考えられる。

このように、訓令式とヘボン式の混在が見られるため、どちらを用いるべきなのか、なぜ統一されないのであればといった戸惑いの声も聞かれる。また、小学校の教育課程に外国語が導入され、情報機器におけるローマ字入力の機会も生じているなど、ラテン文字を活用する年齢が一気に下がったことで、それぞれの使い分けに混乱が生じているとの指摘もある。

まず、それぞれのローマ字つづりが、どのような場面で、どのように用いられているのかを把握するとともに、それぞれのつづり方の特徴や意義などをよく整理し、分かりやすく提示することが求められる。

##### (2) 外来語の表記に関する検討

外来語の表記に関して、現状を調査した上で整理し直し、今後の社会生活における活用に資するための検討を行うことが考えられる。

平成 3 年に「外来語の表記」が内閣告示として実施されて以降も、外来語は、増加の一途をたどっている。特に、外国の固有名詞、人名、地名などを表記する機会が多く、そのうちには、欧米以外からのものも多い。今までではよく知られていなかった国の言葉が日本語に入ってきたときに、どのように日本語の仮名で書き表すかという基準について「外来語の表記」によるだけでは、現在のところ明確でないところがある。そして、漢語であっても、日本には元々なかった語（例：韓流、董事長、総経理）が入ってきたときに、それをどのように扱うかといった課題もあ

る。

また、外来語の表記の揺れ（例：パーテーション／パーティション）、微妙な使い分け（例：プラットホーム／プラットフォーム）などについては、特に、外国語として日本語を学ぶ人にとって分かりにくいものとなっている。「やさしい日本語」といった観点で考えた場合にも、外来語の表記の揺れは問題となる。

一方、外来語をどのように片仮名で表記し発音するかについては、国が示してきたよりどころである「外来語の表記」に基づきながら、分野ごと当事者ごとに統一されればよいという考え方もある。実際、民間において、内閣告示によりながら、独自の基準によって語例集を作成するといった取組も見られ成果を上げている。

内閣告示は、第1表と第2表を掲げている。一般的には第1表を用い、原音や原つづりになるべく近く書き表そうとする場合には第2表を用いることとされ、特別な音の書き表し方については、自由とされている。したがって、従来の国語施策は、外来語のそれぞれについて一定の書き表し方の目安を定めようとするものではない。各外来語について表記の基準を示したり、語の表記に関するリストを作成したりすることについては、慎重な検討が必要となる。

なお、外来語として日本語に定着したもののうちには、各国における発音とかけ離れた表記が用いられる場合もある。日本語としての通りの良さが尊重されるべきであるが、それとともに外国語教育との関係についても配慮が必要である。

### （3）常用漢字表の在り方に関する検討

これからの中高年にいて、漢字がどのように用いられていくかを踏まえつつ、将来の常用漢字表の在り方について検討することが考えられる。

常用漢字表が改定されてから10年余が経過した。平成22年の改定は、情報機器によって文書作成される時代になったことを前提として行われたが、表内の漢字が増加したことによって、学校教育においても、児童生徒の負担となっているおそれがあることが指摘されている。現在、常用漢字表が果たしている役割を改めて確認するためにも、社会における定着度を測るとともに、児童生徒を中心に、その理解度を調査することなどが必要となっている。

検討に当たっては、常用漢字表の複層化、例えば、手で書けるようになるべき漢字／情報機器で適切に選択し活用できればよい漢字といった分類を示すことや、常用漢字のうちに、より基礎的な漢字を選んだ集合を更に定めることなどが考えられる。なお、こういった工夫は、日本語を母語としない人々が日本語を学ぶ際にも有効となることが期待される。

また、常用漢字で書けるが、一般に仮名表記の方が定着していると考えられるもの（例：うっとうしい（鬱陶しい）、ひきこもり（引き籠もり））や、多くの人にとって身近な漢字、読める漢字であっても、常用漢字表にないもの（音訓も含む。）がある。それらをどのように扱うべきかを含め、漢字使用の実態を調査し、単漢字の集合としてではなく、語をどのように表記するのかという観点から、常用漢字表を見直すことが考えられる。

## 2 新たなよりどころ・指針の作成について検討すべきもの

### （1）語彙に関する施策の検討

日本語によるコミュニケーションに必要となる基本的な語彙に関しての考え方や具体的なリ

ストについて検討することが考えられる。

これまで国語施策は、語彙について直接的に扱ってきていなかが、例えば常用漢字表からは、語彙に関する情報を見いだすことができる。字種や音訓の選定に当たっては、「出現文字列頻度数調査」を実施し、それぞれの漢字がどのような語や文脈において用いられているかが踏まえられている。加えて、字種・音訓ごとに語例が挙がっており、それぞれの常用漢字について、どのような語を挙げるかという観点から語彙的な分析がなされているとも言える。付表に示された熟字訓も、語として示されているものである。

また、近年の国語分科会による報告、「分かり合うための言語コミュニケーション」「新しい「公用文作成の要領」に向けて」では、国立国語研究所の言い換え提案に言及する形で、明確に語彙の運用についての考え方を示している。加えて、国語分科会が前期まで検討した「障害」の表記に関しても、重要な合意点として、単漢字の問題であるだけでなく、用語の問題として検討すべきであるという認識が共有された。国語施策として語彙の問題を扱うための下地が、少しづつ作られてきた面がある。

国語教育においても、現行の学習指導要領において、語彙の質と量を高めることの重要性が改めてうたわれている。常用漢字表の語彙版のような網羅的な語彙表の検討がなされれば、学校教育や、日本語を母語としない人々への日本語教育などでも活用できる可能性がある。

ただし、語彙に関する検討を行う場合、その分析・調査の対象は非常に大きくなる。また、必要とされる語彙も、例えば年代、生活様式、分野ごとに大きく異なり、かつ時間の経過とともに変化が激しいことなども指摘される。どのような検討であれば現実的に可能であるのか、慎重に見極める必要がある。

## (2) 専門用語（外来語を含む）の扱いに関する指針の検討

専門用語の扱いに関して、専門家と非専門家との間での円滑なコミュニケーションの実現を目指す施策について検討することが考えられる。

以前であれば専門家同士だけで使っていた用語が、そのまま一般に向けても使用される場合が増えている。かつて、専門誌、学会などで使われる言葉が一般向けに示される際には、言い換えや説明を付けるなどの配慮がなされるのが通例であった。しかし、インターネットを中心とした情報交換が主となった現在においては専門家と非専門家の境界が実感されにくく、一般の人に向けての情報発信という意識がないまま、専門用語がそのまま用いられることが多い。また、これら専門用語のうちには外来語が多く含まれる傾向もある。

こうした状況を踏まえ、今後、各分野で専門用語に関するコミュニケーションのための指針が策定されることが望ましい。その際に参考とするための基本的な考え方や手順等を、国語施策の観点から、具体例に沿って示すことが考えられる。

例えば、医療、エネルギー、環境、防災、法律など、国民生活にとって特に必要性の高い分野を取り上げ、それぞれの専門家を交えて専門用語の扱いについて検討し、具体的な検討結果を示すことが考えられる。その際には、各分野における既存の専門用語集を用いて、一般向けにも使うべき専門語と、一般向けには使わないような語に分類する際の目安となる考え方を整理し示すといった方法もある。

なお、特に緊急時や非常時の初期段階においては、重要な情報の伝達が専門用語によって行われることが多く、コミュニケーションの阻害要因となってしまう場合がある。大規模な自然災害

の発生や感染症の広がりなど、緊急性が高く十分な時間の取れない中で、一般に向けてどのような言葉を選びどのように周知していくのかという観点からの検討を行うことも考えられる。

### 3 提言等を行うことについて検討すべきもの

#### (1) 言葉のふさわしさに関する考え方の整理

言葉のふさわしさに関する課題を広く解決していくための考え方を国語施策の観点から整理することができないか検討することが考えられる。

例えば病気や災害とそれに関連するものの名称の付与や、既に社会において共有されている言葉・用語の再検討に関して、様々な分野に応用可能な形でその考え方を整理し、基本的な認識を共有できるとよい。その際には、識別がしやすいこと、差別や風評被害などが生じにくいくこと、そして、日本語として表記や発音がしやすいことといった基準が想定される。

仮に、具体的な用語の検討を行う際には、主要な関係者の合意を得つつ、影響力を発揮できるような検討の仕方が必要である。例えば「認知症」という用語への言い換えが成功したときには、最前線の研究者を中心に、官公庁、医療・福祉関係者などが議論に参加するとともに、結果を速やかに法律や施策に反映させる体制があった。

また、言葉による暴力、ヘイトスピーチ、差別的な言葉の発信などの問題についても検討の対象とすべきか考える必要がある。言葉は人を傷付ける力を持っており、そのことによく注意しないとただの暴力として働くこととなる。言葉が社会的な分断の要因となり、人の命に関わるような問題が生じているのであれば、国語分科会として何かしらの提言ができるなど、真剣に考慮する必要がある。

#### (2) 情報化社会における言語コミュニケーションの在り方

情報化社会がもたらした、新しい言語コミュニケーション様式への対応について、国語施策の観点から検討することが考えられる。

情報化の進展によるコミュニケーション様式の変化やSNSなどの普及により、書き言葉の在り方は、従来と大きく変化している。スマートフォンなどの情報機器において用いられるいわゆる打ち言葉は、これまでの書き言葉の在り方に変化を及ぼす可能性さえある。話し言葉についても、インターネットや情報機器を通したオンライン会議などが広がったことによって、新しいコミュニケーションの在り方が一気に広がっている。ただし、これらは情報機器やインターネットに関する知識の有無や深浅によって、コミュニケーションの障壁となるおそれもある。新しい書き言葉や話し言葉の在り方について整理し、必要な提言を行うことが考えられる。

また、人工知能（A I）による日本語への影響についても考える余地がある。人工知能の利用は、様々な作業を容易にし、効率を上げる可能性がある。一方で、個性的な表現、深慮の上で言葉や思想を紡ぎ出すという作業が軽んじられてしまう危険性もある。言語のデータを大量に収集する際に、差別的な言葉などを他の語と同様に拾ってしまうといった弊害も考えられる。加えて、人工知能による機械翻訳などの言語処理が行われることを想定し、それが容易になるように、人が作成する文章において、あらかじめ表現を制限し、単純化してしまうといった傾向も生じている。こうしたものとの共存の在り方も課題の一つとなる。

### (3) 国際社会における日本語の在り方に関する再整理

現在、研究活動、経済活動のどちらにおいても、英語をはじめとする外国語によるコミュニケーションの必要性が重視されるようになっている。国際的に通用する言語としての日本語をどのように普及し、より確かなものとしていくかという観点が改めて必要となってきている。

一方で、学術や経済の世界で必要とされる言語の姿と、日常生活で用いられる自然言語との間には大きな異なりがある。生活の中で自分自身を形づくり表現していくための自然言語としての日本語の役割について、国語施策の観点から整理していくことも検討されてよい。

また、文学をはじめとする自国の文化・言葉に精通することが、国際人としての基礎を形成するといった点についても、議論を深めるべきであろう。国語施策は、「目安」「よりどころ」を示すことによってコミュニケーションの基盤を形成してきたが、その枠組みが一種の規範のように働いてしまい、結果として語彙や表現の幅を狭めている面があるという指摘もある。国語の豊かさや美しさを将来にわたって保証するという観点から、施策の在り方について考える必要もある。

さらに、今後日本語を母語としない人々を広く受け入れていく際に、これまで以上に「やさしい日本語」が必要とされる可能性がある。日本語教育施策とも連携しつつ、国語施策の観点からも、母語話者の側におけるやさしい日本語の活用や、豊かで美しい日本語との両立について考えることが課題となると考えられる。